

組合員専用ページ利用規程

平成22年5月16日 制定

(目的)

第1条 本規程は、定款第7条第7項に基づく組合員専用ページの共同利用について定める。

(組合員専用ページ)

第2条 組合員専用ページは「全ウレ・アス・エフ協ホームページ」中の「組合員専用ページ」を基本として行う。

(URL)

第3条 「全ウレ・アス・エフ協ホームページ」のURLを下記の通りとする。

<http://www.zen-uaf.or.jp>

(対象者)

第4条 組合員専用ページへの参加対象者は、組合員・賛助会員及びその従業員とする。

(加入方法)

第5条 加入希望者は、下記の順番で加入手続きを行う。

- ① プロバイダーと契約し、ID（メールアドレス）を取得する。
- ② 別紙組合員専用ページ入会申込書に、必要事項を記入・捺印の上、組合システムオペレーター（以下シスオペと称する）宛に提出する。
- ③ 「全ウレ・アス・エフ協ホームページ」にアクセスし、「組合員専用ページ」に必要な事項を記入し登録を申請する。
- ④ シスオペは、申請者の加入が適当と判断した場合、申請者のパスワードを送付する。

2 加入希望者が従業員の場合は、雇用主の、賛助会員にあっても同様とする。

(利用停止及び除名)

第6条 次の事項に該当するものは、その利用を停止又は除名する。

- ① 組合及び他の組合員並びに他の賛助会員に対して、不正・不良を行った者。
- ② 組合員専用ページを利用して、公序良俗に反する行為を行った者。
- ③ 加入者が従業員で、その組合会社並びに賛助会社を退社した者。
- ④ プロバイダーより、利用停止又は除名の申請があった者。

2 上記事項が発生した場合、シスオペはその利用を一旦停止し、対象者への事実確認を行う。

3 利用停止の継続、解除及び除名の審議は総務委員会で行い、理事長がシスオペにその旨の指示をする。